

# 第2期三重県循環器病対策推進計画及び 第8次三重県医療計画の策定について

---

# 1. 第2期循環器病対策推進基本計画策定 に関する国の動向

---

2. 第8次医療計画に係る通知

3. 循環器病対策推進計画と医療計画との  
一体的な策定



## 経緯

- 令和5年3月28日に「循環器病対策推進基本計画」の変更が閣議決定され、「第2期循環器病対策推進基本計画」が策定

## 期間

- 令和5年度から令和10年度までの6年（目安）

## 計画の位置付け

- **循環器病対策推進基本計画**は、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（以下、基本法）第9条第1項に基づく、「**循環器病対策推進基本計画（以下、基本計画）**」に該当するもので、今回の第2期基本計画は基本法第9条第7項に基づき、変更されたもの。
- 一方、**三重県循環器病対策推進計画**は、基本法第11条第1項に基づく「**都道府県循環器病対策推進計画**」に該当するもので、県計画は国の基本計画を基本とすることとされている。

## 全体目標

2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少

## 個別施策

循環器病：脳卒中・心臓病その他の循環器病

【基盤】循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備 循環器病の診療情報を収集・活用する公的な枠組みの構築

### 1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

- 循環器病の発症予防及び重症化予防
- 子どもの頃からの国民への循環器病に関する正しい知識（循環器病の予防、発症早期の適切な対応、重症化予防、後遺症等）の普及啓発の推進
- 循環器病に対する国民の認知度等の実態把握

### 3. 循環器病の研究推進

- 循環器病の病態解明、新たな診断技術や治療法の開発、リハビリテーション等に関する方法に資する研究開発の推進
- 科学的根拠に基づいた政策を立案し、循環器病対策を効果的に進めるための研究の推進

### 2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

- ① 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
- ② 救急搬送体制の整備
- ③ 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
- ④ リハビリテーション等の取組
- ⑤ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
- ⑥ 循環器病の緩和ケア
- ⑦ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
- ⑧ 治療と仕事の両立支援・就労支援
- ⑨ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
- ⑩ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援

## 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

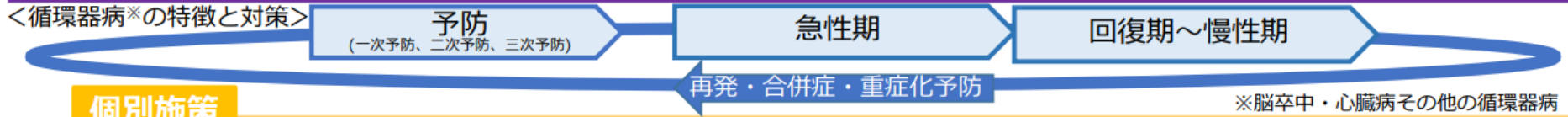
- (1) 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化
- (2) 他の疾患等に係る対策との連携
- (3) 感染症発生・まん延時や災害時等の有事を見据えた対策
- (4) 都道府県による計画の策定
- (5) 必要な財政措置の実施及び予算の効率化・重点化
- (6) 基本計画の評価・見直し

## <循環器病の特徴と対策>



**全体目標** 「1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」「2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」「3. 循環器病の研究推進」に取り組むことにより、2040年までに3年以上の健康寿命の延伸、年齢調整死亡率の減少を目指して、予防や医療、福祉サービスまで幅広い循環器病対策を総合的に推進する。

(3年間：2020年度～2022年度)



## 個別施策

【基盤】循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備 ▶ 循環器病の診療情報を収集・活用する公的な枠組み構築

### 1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

○ 循環器病の発症予防及び重症化予防、子どもの頃から国民への循環器病に関する知識(予防や発症早期の対応等)の普及啓発

### 2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

- ① 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進 ▶ 特定健康診査・特定保健指導等の普及や実施率向上に向けた取組を推進
- ② 救急搬送体制の整備 ▶ 救急現場から医療機関に、より迅速かつ適切に搬送可能な体制の構築
- ③ 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築 ▶ 地域の実情に応じた医療提供体制構築
- ④ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援 ▶ 多職種連携し医療、介護、福祉を提供する地域包括ケアシステム構築の推進
- ⑤ リハビリテーション等の取組 ▶ 急性期～回復期、維持期・生活期等の状態や疾患に応じて提供する等の推進
- ⑥ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援 ▶ 科学的根拠に基づく正しい情報提供、患者が相談できる総合的な取組
- ⑦ 循環器病の緩和ケア ▶ 多職種連携・地域連携の下、適切な緩和ケアを治療の初期段階から推進
- ⑧ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援 ▶ 手足の麻痺・失語症・てんかん・高次脳機能障害等の後遺症に対し支援体制整備
- ⑨ 治療と仕事の両立支援・就労支援 ▶ 患者の状況に応じた治療と仕事の両立支援、就労支援等の取組を推進
- ⑩ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策 ▶ 小児期から成人期にかけて必要な医療を切れ目なく行える体制を整備

### 3. 循環器病の研究推進

- 循環器病の病態解明や予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する方法に資する研究開発
  - ▶ 基礎研究から診断法・治療法等の開発に資する実用化に向けた研究までを産学連携や医工連携を図りつつ推進
  - ▶ 根拠に基づく政策立案のための研究の推進

## 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進

- 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化、都道府県による計画の策定、基本計画の評価・見直し 等

## 主な変更点

- 新型コロナウイルス感染症の拡大によって循環器病診療のひっ迫や受診控えが指摘されたことを踏まえ、「**感染症発生・まん延時や災害時等の有事を見据えた対策**」に関する内容を追加
- 現在政府で進められている、医療分野におけるDXを通じたサービスの効率化や質の向上により、国民の保健医療の向上を図る「**医療DX**」に関する記載を追加
- 個別施策「2. 保健、医療及びサービスの提供体制の充実」における各項目について、医療提供の時系列に沿って並び替え
- 循環器病は合併症・併発症が多く、病態も多岐にわたり、他の疾患等に係る対策と重なる部分があることから、重複する取組については関連施策と連携して取り組むことを記載



上記のように、第2期計画では、新たな項目の追加や個別施策の整理といった変更はあったものの、**全体の方向性に大きな変更はなく、第1期計画の考え方を維持**している。

## 県に求められる対応

- 変更後の基本計画（第2期計画）の趣旨及び内容を踏まえた、第2期三重県循環器病対策推進計画の策定が必要

1. 第2期循環器病対策推進基本計画策定  
に関する国の動向

2. 第8次医療計画に係る通知

---

3. 循環器病対策推進計画と医療計画との  
一体的な策定



### 医療法

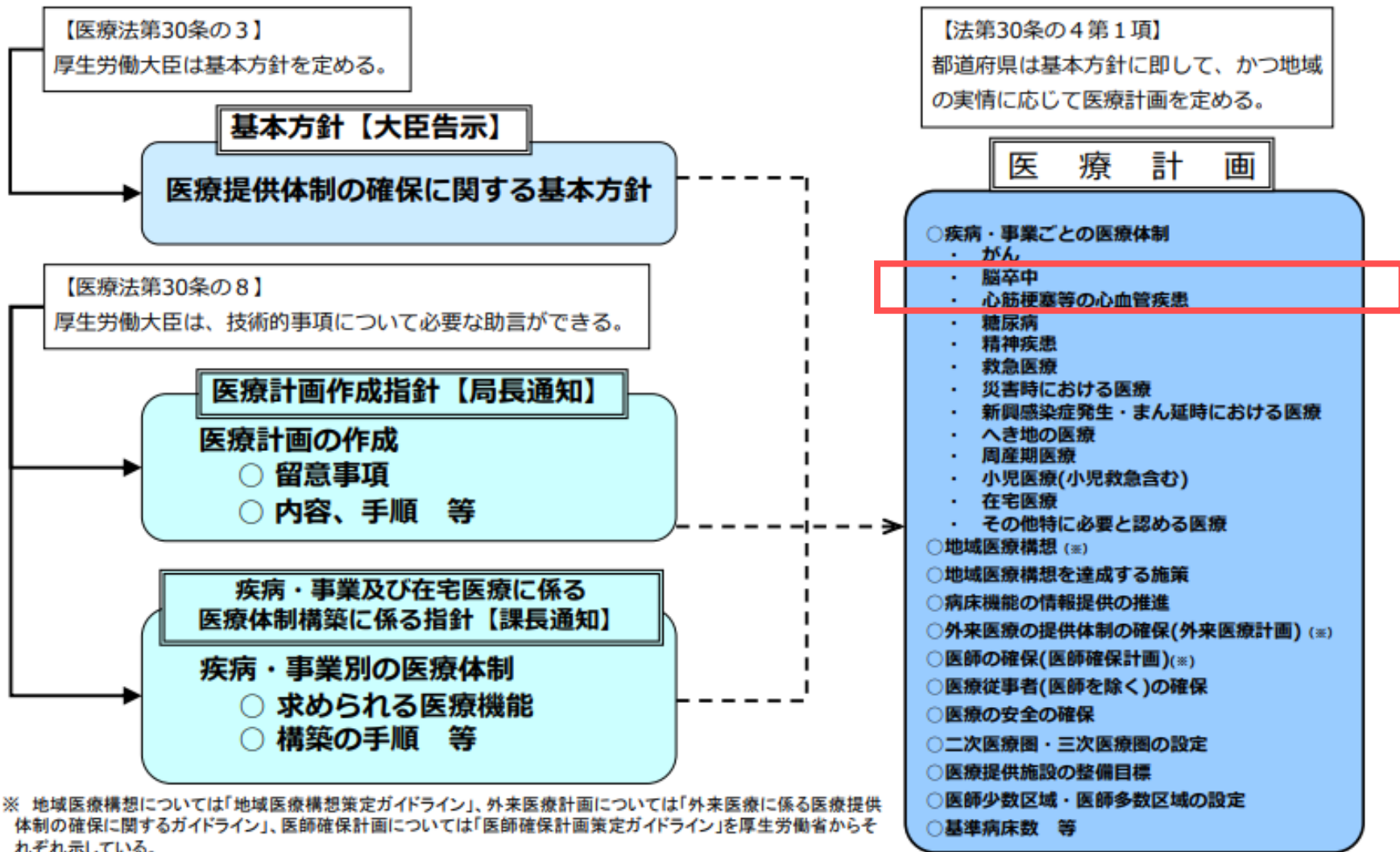
- 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第4項の規定に基づき、都道府県は、5疾病・6事業※及び在宅医療に係る医療連携体制に関する事項等を医療計画に定めることとされている。  
※「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加

### 計画の位置付け

- 厚生労働省医政局長通知（令和5年3月31日）「医療計画について」において、**医療計画の策定に当たっては**、基本方針に即して、指針及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日付け医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「**疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制の構築に係る指針**」（以下、「**疾病・事業及び在宅医療指針**」）を参考にする事とされている。
- 上記課長通知の別紙（「**疾病・事業及び在宅医療指針**」）において、「**脳卒中の医療体制構築に係る指針**」及び「**心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制構築に係る指針**」が示されている。



## 医療計画の策定に係る指針等の全体像



# 国が示す第8次医療計画のポイント

令和5年度第1回医療政策研修会  
(令和5年5月18日) 資料1より抜粋

## 5 疾病・6 事業及び在宅医療について

- ・ 地域の現状や課題に即した施策の検討においてロジックモデル等のツールを活用する。
  - ・ 新興感染症の発生・まん延時や災害時等においても必要な医療が提供できる体制の整備を進める。
- 【がん】がん医療の均てん化に加え、拠点病院等の役割分担と連携による地域の実情に応じた集約化を推進する。
- 【脳卒中】適切な病院前救護やデジタル技術を活用した急性期診療体制の構築、回復期や維持期・生活期の医療体制の強化に取り組む。
- 【心血管疾患】回復期及び慢性期の診療体制の強化やデジタル技術の活用等による、急性期から一貫した診療体制の整備に取り組む。
- 【糖尿病】発症予防、糖尿病及び合併症の治療・重症化予防のそれぞれのステージに重点を置いて取り組むための体制構築を進める。
- 【精神疾患】患者の病状に応じ、医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制整備を一層推進する。
- 【救急】増加する高齢者の救急や、特に配慮を要する救急患者を受け入れるために、地域における救急医療機関の役割を明確化する。
- 【災害】災害拠点病院等における豪雨災害の被害を軽減するため、地域における浸水対策を進める。
- 【新興感染症】新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、当該対応での最大規模の体制を目指し、平時に医療機関の機能及び役割に応じた協定締結等を通じて、地域における役割分担を踏まえた新興感染症及び通常医療の提供体制の確保を図る。
- 【へき地】医師の確保に配慮するとともに、オンライン診療を含む遠隔医療を活用。※改正離島振興法の内容にも留意。
- 【周産期・小児】保健・福祉分野とも連携し、ハイリスク妊産婦への対応や、医療的ケア児への支援にかかる体制整備を進める。
- 【在宅医療】「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定するとともに、各職種の機能・役割についても明確化する。また、在宅医療に係る医療機関等に対し災害時におけるBCPの策定を支援する。

4

## 県に求められる対応

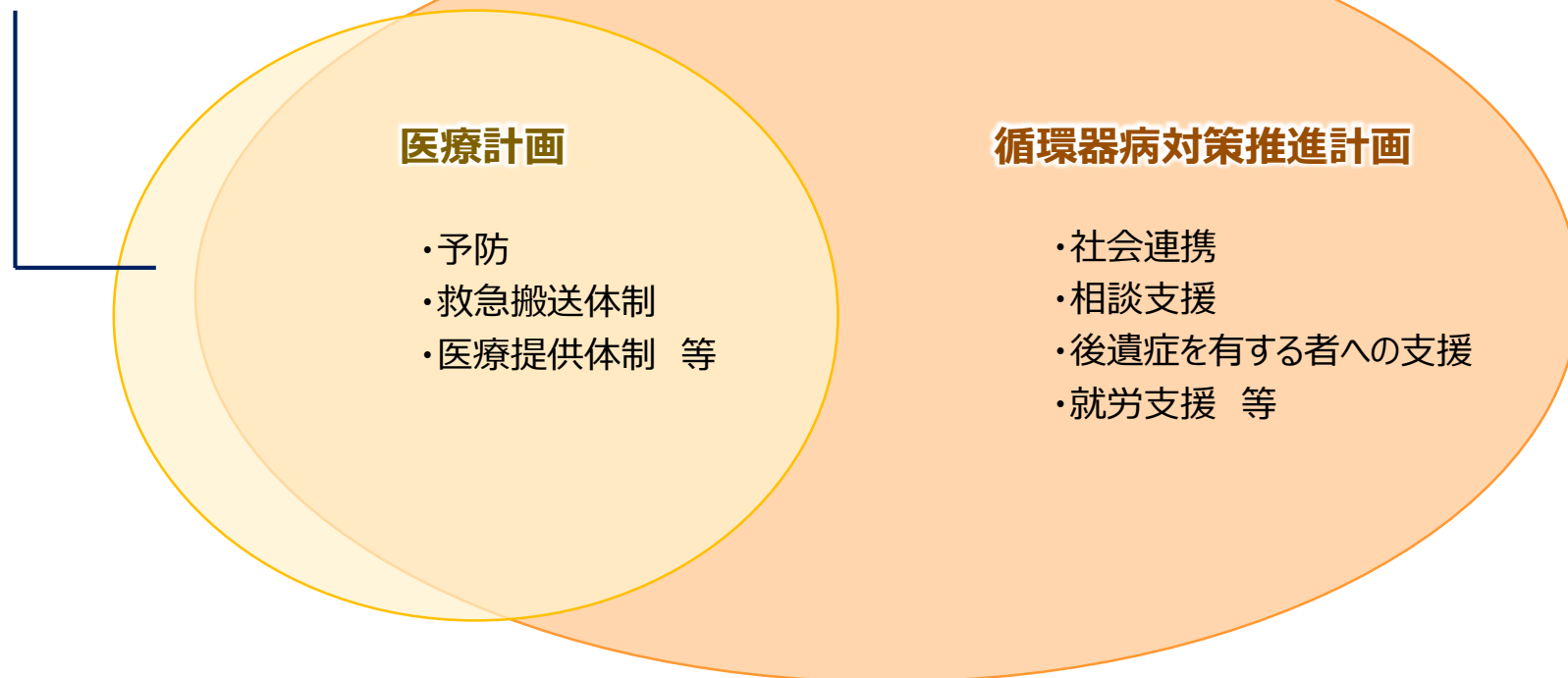
- 第8次三重県医療計画において、国から示される策定指針等を踏まえ、「脳卒中対策」、「急性心筋梗塞等の心血管疾患対策」に該当する部分の策定が必要。

1. 第2期循環器病対策推進基本計画策定に関する国の動向
  2. 第8次医療計画に係る通知
  3. 循環器病対策推進計画と医療計画との一体的な策定
- 



- 基本的に、循環器病対策推進計画は医療計画（脳卒中対策・急性心筋梗塞等の心血管疾患対策）を包含する内容となっている。

- ・圏域の設定
- ・可能な限り圏域ごとの課題の抽出



## 医療計画と各計画の一体的策定について（令和5年3月31日 厚生労働省医政局地域医療計画課 事務連絡）

第8次医療計画の策定については、「医療計画について」（令和5年3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知）においてその留意事項等を示したところですが、がん対策基本法第12条に基づく都道府県がん対策推進計画や健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条に基づく**都道府県循環器病対策推進計画等の政策的に関連が深い他の計画等に定める内容が、医療計画に定める内容と重複する場合には、医療計画とそれらの計画を一体のものとして策定することも可能**です。

## 医療計画作成指針（令和5年3月31日 医政発0331第16号 厚生労働省医政局長通知 別紙）

政策的に関連の深い他の計画に、医療計画に記載すべき事項と同様の内容を記載することが定められている場合には、**医療計画上で、これらの計画の対応する箇所を明確に示すことで、具体的な記載に代替することとして差し支えないこと。**

## 1

### 県の方向性の明確化

---

現状、医療計画と循環器計画に重複した内容が記載されており、それぞれの計画で取組施策を示している。**それぞれの計画に記載されている内容を1つの計画に集約化**することで、県民に対して県の方向性を分かりやすく示すことができる。

## 2

### 計画策定業務の効率化

---

現状、医療計画と循環器計画の改訂は同時期に行われている。  
一体的に策定することで**重複する2つの計画を策定する必要がなくなり**、計画策定における業務の効率化を図ることができる。

## 県としての考え方（案）

県計画の現状

- 医療計画（脳卒中・心血管疾患部分）と循環器計画では、内容の大部分が重複している。
- 三重県の場合、循環器計画は医療計画に記載すべき内容を包含し、幅広い内容が盛り込まれている。

一体的策定によるメリット

- 県の方向性の明確化
- 計画策定業務の効率化

考えられる選択肢

- ①案：一体的に策定し、循環器計画に医療計画の内容を盛り込む
- ②案：一体的に策定し、医療計画に循環器計画の内容を盛り込む
- ③案：一体的に策定せず、これまで通り2つの計画を策定

- 一体的な策定の考え方を取り入れることにより、効率化や方向性の明確化が可能となることを踏まえ、**医療計画と循環器計画を一体的に策定**することとしてはどうか。
- 一体的に策定する場合、循環器計画が医療計画に記載すべき内容を包含した幅広い内容になっていることに鑑み、**循環器計画に医療計画の内容を盛り込む方向（①案）**で策定することとしてはどうか。